

○北海道警察本部直轄留置施設運用要領の制定について

令和3年3月16日

道本留第4217号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
(概要)

本通達は、警察本部留置施設及び警察本部琴似留置場（以下「直轄留置施設」という。）の運用方針及び留置要請の要領に関して

- 業務運用要領の作成
- 直轄留置施設に委託留置することができる被留置者
- 直轄留置施設への留置要請要領
- 委託留置要請受理時の措置

等必要な事項を定めたものである。